

各事務処理の手続きと留意事項

平成 28 年 6 月 14 日 作成
一般社団法人長野県畜産会

【個体登録から補てん金交付までの概要】

契約生産者は、肥育牛が満 6 か月から満 14 か月齢に達する日までに個体登録申込を行って下さい。畜産会ではそれに基づき、当該個体が 17 ヶ月齢に達する日までに個体登録台帳へ記載（電算入力）し、その個体が請求月齢に達する時点で生産者積立金請求書を発行するので、契約生産者は生産者積立金を納付し、更にその個体が販売（あるいは異動）したときには、その都度速やかに畜産会に対して販売確認申出書を提出して下さい。

補填金は、その個体が販売された翌々月の月末までに、（独）農畜産業振興機構が定める単価に応じて交付します。

各事務処理の手順は以下のとおりです。

	対応時期	手続きの内容	生産者	事務委託先	畜産会
(1) 個体登録関係	生後 6 ヶ月～ 14 ヶ月	①個体登録の申込	申込	→ 確認	→ 受付
		②個体登録通知	確認	← (受領)	← 発行
	生後 17 ヶ月	③個体登録台帳への記載			登録
(2) 積立金関係	生後 24 ヶ月	④生産者積立金の請求(※1)	受領	← (受領)	← 請求
	生後 25 ヶ月	⑤生産者積立金の納付(※1)	納付	→ (納付)	→ 受領
(3) 販売・異動	販売時 異動時	⑥販売確認の報告	申出	→ 確認	→ 受付
(4) 補填金交付	〔販売の 翌々月〕	⑦補てん金の交付	受領	←	← 交付

(※1) 品種ごとの生産者積立金の請求、納付期限は以下のとおり。

品種		請求書発行	納付期限
肉専用種	黒毛和種	24 ヶ月齢	25 ヶ月齢
	褐毛和種	21 ヶ月齢	22 ヶ月齢
	日本短角、無角和種等	19 ヶ月齢	20 ヶ月齢
交雑種		21 ヶ月齢	22 ヶ月齢
乳用種		17 ヶ月齢	18 ヶ月齢

(1) 個体登録関係

①個体登録申込書の提出

肥育牛を導入もしくは自家保留した場合は、「個体登録申込書」と記載内容及び所有を証する「証拠書類」を事務委託先に提出して下さい。

提出期限は規程上、『満 6 か月齢以上のものは全頭について、満 14 か月齢に達する日まで』とされていますが、事務処理上以下のとおり提出してください。

提出期限※	外部導入牛 導入した日の翌月 5 日 自家産牛 満 6 か月齢に達する日の翌月 5 日
提出先	事務委託先
提出書類	「個体登録申込書」 「証拠書類」

※ただし、この日が満14か月齢を超える場合は満14か月齢に達する日の10日前とし、この日が満6か月齢に満たない場合は、満6か月齢に達する日の翌月5日。

個体登録漏れの防止、事務処理の効率化のため、「アドインシステム」を利用した「参考資料」及び「未登録リスト」を作成し、事務委託先へ提供しています。①の個体登録申込書としてご利用する際は、押印し、証拠書類を添付のうえ提出して下さい。

重要！

個体識別データベースを利用して作成しているため、提供時点で転入手続きが完了していない個体は掲載されません。

契約生産者の責任において対応してください。

②個体登録通知書の発行

①により提出された個体登録申込書は、電算システムに入力処理し、事務委託先を経由して個体登録通知書をお送りすることにより入力作業の完了をお知らせしますので、内容に誤りがある場合は、受領から1週間以内に事務委託先へ連絡してください。

重要！

①の申込書は、個体識別データベースの「転入」と照合するため、入力処理時点で転入手続きが完了（※）していない個体は登録されません。それをもって申込期限を超過した場合でも登録はできませんので、契約生産者の責任において対応してください。

（※）「手続きが完了」とは、転入届を提出し、データベースに届出事項が登録されることを指します。

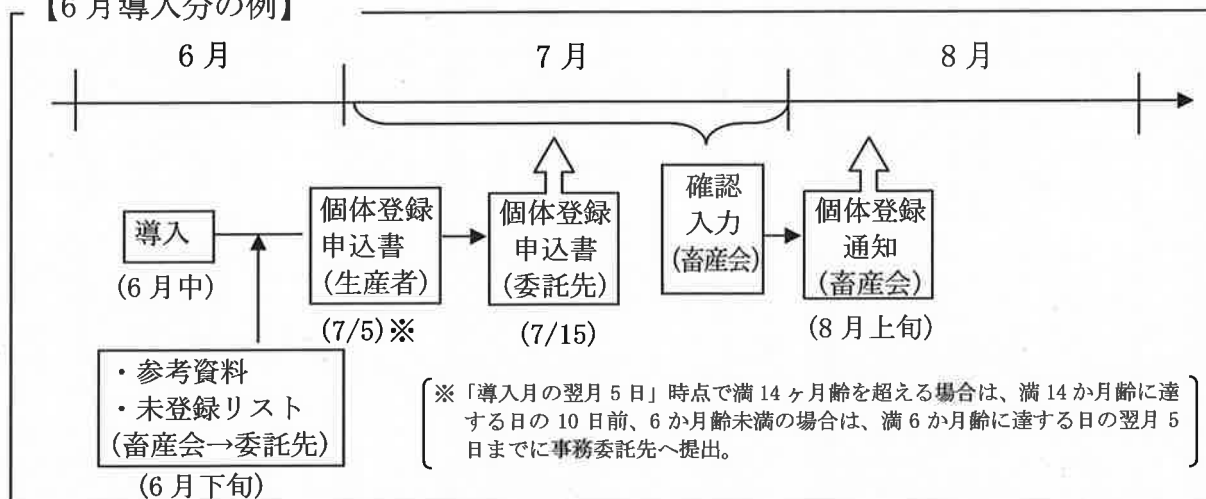
③登録の削除・異動処理

②により入力作業が完了した後、肥育牛を販売・異動（子牛での販売・繁殖に共用等）・死亡等になった場合は、契約生産者は速やかに事務委託先へ報告してください。生産者積立金請求書の発行前に異動処理が完了すれば、当該個体へは請求しません。

重要！

報告がない場合、その個体が17か月齢に達する日をもって自動的に個体登録台帳への登録が完了し、更に生産者積立金請求月齢に達した場合、当該個体に対し生産者積立金を請求します。一旦処理した請求の取消しには応じられませんのでご注意願います。

【6月導入分の例】



(2) 生産者積立金関係

畜産会は、契約肥育牛が請求月齢に達した場合は、概要の欄外表のとおり生産者積立金請求書を発行しますので、期限内に納付して下さい。

なお、再請求してもなお納付されない場合は、支払催告書を発行し、それでも期限内に納付がない場合は補てん金交付契約を解約します。

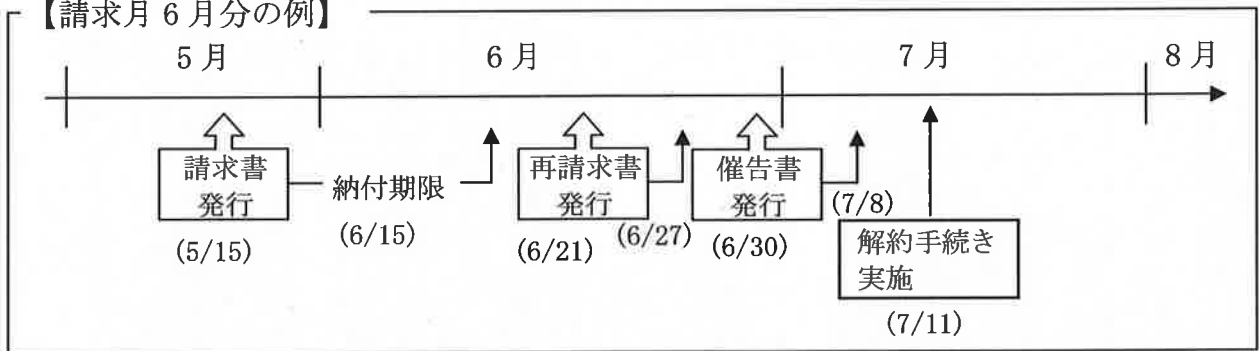
①請求書及び引落依頼書

請求時期	請求月齢に達する日の前月 15 日
請求対象	翌月請求月齢に達する個体
納入期限	翌月 15 日（引落は翌月 10 日）

②再請求書の発行

請求時期	①の納入期限から概ね 1 週間後（口座引落日から概ね 1 週間後）
請求対象	確認時点で①の納入がなかった個体
納入期限	請求書発行から概ね 1 週間後
その他	請求書が確実に請求先へ届いていることを確認するため、送付にあたっては「特定記録郵便」で郵送します。 納付期限は実施要綱での規定事項（請求月齢に達する月まで）であることから納付期限の猶予は一切応じられません。

【請求月 6 月分の例】



(3) 販売・異動関係

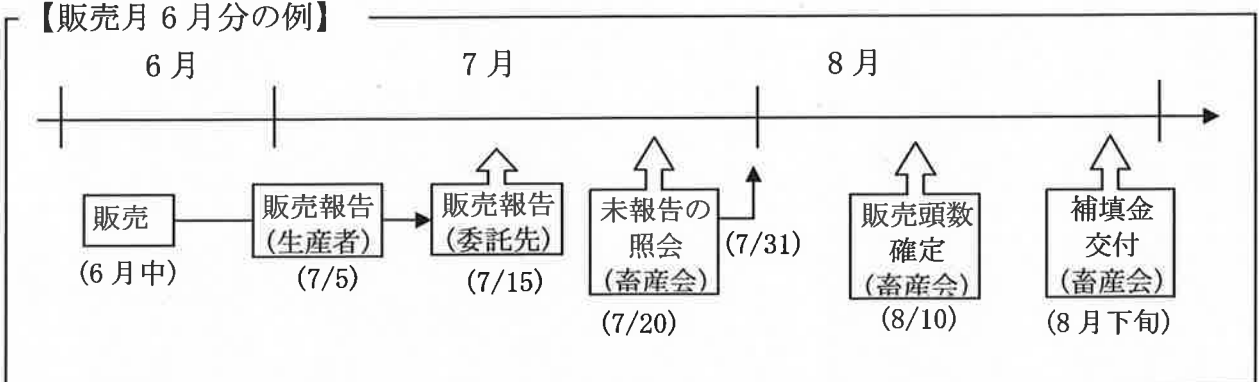
①販売確認申出書の提出

契約生産者は、個体登録申込を行った契約肥育牛を販売又は異動した場合は、速やかに販売確認申出書（異動報告書）を事務委託先へ提出して下さい。

なお販売確認申出書の提出期限は、規定上、『販売を行った日が属する四半期の翌月の末日まで』とされていますが、事務処理上、以下のとおり提出してください。

提出期限	販売した日の翌月 5 日
提出先	事務委託先
提出書類	「販売確認申出書」「証拠書類」

【販売月 6 月分の例】



重要！

①の販売確認申出書は、『販売を行った日が属する月の翌月の末日まで』に本会に到着していない場合は、「販売」であっても「異動」として処理します。この場合補てん金交付対象とはなりませんので、契約生産者の責任において遅滞なく提出してください。

重要！

①の販売確認申出書は、個体識別データベースの「転出」と照合するため、入力処理時点で転出手続きが完了（※）していない個体は販売処理できません。それをもって報告期限を超過した場合でも販売処理はできず、上記同様「異動」として処理しますので、契約生産者の責任において遅滞なく対応してください。
また、販売先の「転入」報告があっても当該契約生産者の「転出」がなければ、販売処理は行えませんので、ご注意ください。

重要！

食肉として販売されている場合は、その金額の多寡を問わず補てん金交付対象肥育牛として扱いますが、と畜前に死亡した契約肥育牛及びと畜場での検査により全廃棄処分となった契約肥育牛については、食肉としての販売が確認できないため、当該個体は補てん金交付対象肥育牛として扱いません。
報告の際には「異動」として報告してください。

(4) 補てん金交付関係

①補てん単価の公表

(独) 農畜産業振興機構のホームページにおいて公表され、公表時期は当該月の翌々月（当該四半期の翌四半期の2ヶ月目）の月上旬（10日頃）です。

独立行政法人農畜産業振興機構（牛マルキン関係）

<http://www.alic.go.jp/operation/livestock/assistance-marukin.html>

なお、畜産会では、基金残高に不足が見込まれる場合は、減額手続きを行ったうえで、不足が見込まれない場合は公表どおりの金額で、契約生産者及び事務委託先へ通知します。

②補てん金の交付

契約生産者及び事務委託先への交付通知とともに、補てん金は翌々月（翌四半期の2ヶ月目）の月末までに指定口座へ振り込みます。なお、配合飼料価格差補填制度の変更に伴い、四半期のうち1, 2月目は概算でお支払し、最終月に当該月分とあわせて精算払していますので、ご了承ください。

【販売月6月分の例】

